

本邦古代稗作考

鑄 方 貞 亮

- 一、は し が き 三、栽培の経過
 二、栽培の由来 四、あとがき

一、は し が き

佐藤信淵は、その著「草木六部耕種法」において次のように述べている。⁽¹⁾

稗ハ水稗、旱稗^{アカヒ}ノ二種アリ、共ニ下賤ナル穀ニシテ、水稗ハ稻ニ混^{マシ}テ稻ノ害ヲ為シ、旱稗ハ麦ニ混^{マシ}テ麦ノ害ヲ為ス、故ニ稻ト麦トヲ作ルニハ勤テ耘^{クサリ}去ルベキ者ナリ、然レドモ此レヲ作ル事ハ、汜勝之カ曰ク、稗既堪^ツニ水早^ニ、種無^ニ不^レ熟^セ之時^ニ、宜^ニ種^レ之^ヲ以^テ備^フ凶年^ニ、稗中有^リ米、擲^{キテ}取^ル米、食^レ之^不レ減^ス粟米^ニ、又可^ニ醸^ス作^ル酒^ト是^{ナリ}、故ニ饑饉ノ備ト、牛馬ノ飼料^トニ此レヲ作ルノミ、水稗ハ沢田ノ水寒テ稻ヲ作ルベカラザル所、或ハ潮田等ニ植ベク、旱稗ハ山谷間ノ峻^ケシテ他物ヲ作り難キ惡地ニ植ル時ハ利益ヲ得ベク、焼畑等ニモ宜シ、其ノ他、此ノ物ヲ作ルニハ場所ノ勘弁アルベシ、糞肥ヲ用ル事無ク耘^{クサ}ル事無シト雖ドモ、此レヲ種植スル時ハ自然ニ豊熟ス、培養ヲ懇^{ネン}到^トニスルニ至リテハ、極上ナル稗米ヲ夥シク得ル者ナリ、

また、寺島良安は「和漢三才図絵」中、稗を次のように解している。⁽²⁾

按ずるに、稗は処々の悪田に之を種う。煮粥に、或は蒸に作りて之を稗団子と謂う。賤農の糧なり、上田の如きも亦洪水稲苗を流失すれば、則ち、止むを得ずして之を種う。六月に種え七月に熟す。

後者は（正徳二年・一七二二年上梓）稗を元來賤農の食糧であつて、一般的には非常止むを得ない場合にのみ栽培した穀物であると考え、前者は（天保三年・一八三二年上梓）その前半において、稗を稲作に有害な雑草であるから除草すべきこと述べ、中頃、汜勝之（西漢末・紀元前二〇年頃）の説を引用しつゝ、稗を以て備荒食糧であると同時に、牛馬の飼糧として有用であるため栽培すべきものと考え、最後に彼の人道主義的立場から——人口・食糧問題——稗の栽培方法に説き及んでいる。

更に新井白石に至つては、「東雅」中、「穀蔬、豆」の項において、附けたり的にわづかに稗をヒエと訓む理由を記しているに過ぎない。いま三者を通観するに、徳川時代の稗を以て重要農産物であつたと考えることは到底不可能であらう。それならば、近世このような待遇を受けた稗作は、古代において如何なる状態であつたであらうか。以下、栽培の由来、その経過等につき出来得る限り明かにしてみたいと思う。たゞ資料稀少のため多くの独断が介入するであらうことを恐れる。

二、栽培の由来

先づ、日本書紀、卷第一・神代・四神出生の条をみれば、次のような記載がある。第十一の一書である。

（前略）是の時に保食神夷に已に死れり、唯し其の神の頂に牛馬化為れり、顛の上に粟生れり、眉の上に蚕生れり、眼の中に稗に生れり、腹の中に稻生れり、陰の中に麦及び大豆小豆生れり、天熊人悉く取持ち去きて奉進

る、時に天照大神喜びて曰はく、是の物は則ち頭見着生の食ひて活く可きものなりとのたまひて、乃ち粟・稗・麦・豆を以て陸田種子と爲し、稻を以て水田種子と爲す、（後略）

右によれば陸田種子、いはゞ畑作穀物の一つつとして稗を数えている。ところが、同一の根原に由来したと思はれる古事記のそれには稗を缺いている。即ち、

又、食物を大氣津比売神に乞ひたまひき、こゝに大氣都比売、鼻口また尻より、種々の味物を取り出でて、種々作り具へて進る時に、速須佐之男命、其の態を立ち伺ひて、穢汚奉進ると爲して、乃ち其の大宜津比売神を殺したまひき、故殺さえたまえる神の御身に生れる物は、頭に蚕生り、二つの日に稻種生り、二つの耳に粟生り、鼻に小豆生り、陰に麦生り、尻に大豆生りき、故是に神産巢日御祖命、茲を取ら令めて、種と成したまひき、とあるが、兩者共に農業神話であるという点に関するかぎり疑義はあるまい。保食神も大氣津比売神（大氣都比売神・大宜津比売神）も、元來は共に食物神である。⁽⁶⁾

それならば、何故に古事記は稗を除外したのであらうか。そこに何らかの理由があつた筈であると思う。先づ考えられることは、稗の經濟的価値如何の問題である。即ち稗の經濟的重要性が当代充分認識されていたならば、恐らく稗を農業神話から閉め出す筈はあるまい。古事記編纂の時代において、稗が食用作物として全然生産されていなかつたと云へないが、少なくとも古事記の編纂者達が稗に関する知識無く、或は、当時における稗の食糧的価値に無關心の結果、稗を農業神話から除外したものだと思ふ。そもそも神話・伝説等は、それらが誕生してから時代の推移と共に成長・變化し、それらが記録された場合において初めて固定化する——成長・變化が止る——のが一般である。この点、古事記は日本書紀に比して、はるかに用意周到な準備のもとに編纂されたようである。例へ

ば、前掲引用に於いても、日本書紀が、保食神の頂（牛馬）、顛（粟）、眉（蚕）、眼（稗）、腹（稻）、陰（麦・大豆・小豆）等を挙げてゐるのに反して、古事記は大気津比売神の頭（蚕）、目（稻）、耳（粟）、鼻（小豆）、陰（麦）、尻（大豆）等を記しているが、後者は衣料と食料とを判然區別し、食料はすべて身体の穴から生成したと為している。しかも、日本書紀は四神出生の段に、本文の他、十一に及ぶ一書（いはゞ異説）を併せ掲げているのであるが、古事記は一つの異説をも掲げていない。このように観るとき、古事記は多くの資料を取捨・選択し、且つは編纂者達の考へを反映しつゝ編纂されたと思はざるを得ない。日本書紀が屢々異説を掲げていること、又、右の引用例のように、そのまゝ雑然と諸穀物・牛馬・蚕等の生成を挙げてゐることは、日本書紀編纂者達の素材さを表はすと同時に、資料に忠実であつたことを示すのであつて、前者と趣きを異にしていると云えよう。

さて、日本書紀においては保食神の眼の中に稗が化生したとあるが、先に述べた古事記に稗を缺いた理由に関する管見を、若し、そのまゝ用いることが許されるならば、日本書紀の編纂者達は稗の栽培を知り、且つその食糧的価値を充分認識していたことになる。若し、食料としての稗栽培に関する知識が全然無かつたならば、わざわざそれを稻・麦等と共に記録する筈は無い。

こゝに於いて、われわれは何故にこのような神話が発生したかを考へなければならぬ。若し、仮にこの神話誕生当時における人々の日常生活が、牛馬・粟・蚕・稗・稻・麦・大豆及び小豆等と全然無関係であつたならば如何。果して、このような神話を創造、或は移入し得たであらうか。今、かりに大陸からこのような神話を移入したとしても、それを民衆は伝承し得たであらうか。人々の日常生活と何等関係の無い諸事象を、彼等が関心をもつて、それらの由来を説明し、且つはそれを伝承したとは到底考へられない。

率直に、いへば私は次のように考へる。人智が発達するに従つて、日常生活と関係深い凡ゆる事象の由来を知らうと欲するのは、寧ろ、人類の本能とでも云うべきものではないであらうか。機械論に陥る惧れはあるが、幼児に屢々見られる「何故」或は「どうして」という言葉を想起したい。狩猟・牧畜・農耕社会において、人々が各々彼等が属している社会の日常生活に相応はしい関係神話、或は伝説等を有していることは決して不思議では無いのである。

さて、稗を栽培し、それを日常食用に供していた人々が、稗の由来に関心を懐くに至つたことは、寧ろ当然であると思う。若し稗がこの神話成立（日本書紀の場合）の時代に、栽培されていなかつたならば、この穀物はこの神話に編入されなかつたに相違ない。また、稗が人々の日常生活との関係において、極めて疎遠となつていたならば、或はそれを農業神話から除外することも考へられたであらう。（古事記の場合）

即ち、この神話（日本書紀）から抽き出し得る結論は、本神話成立の時代において、既に稗が人々の食糧として栽培されていたことである。それならば、この神話は何時頃成立したであらうか。それが農耕社会を母体として誕生したことは確かであるが、その絶対年代については未だ定説を見出し得ない。

翻つて、より確実な資料は考古学的遺物である。戦後、大々的に発掘された静岡県登呂遺跡から稲実が発見されたことは申すまでも無いが、穀類の他のものとして稗実が検出されたことは注目に値する。今しばらく、東京大学助教授・理学博士・前川文夫氏の説に耳を傾けよう。⁽⁷⁾

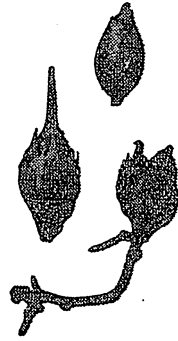
ヒエの穀果（図版七六二）。数粒が出て居る。元来ヒエの類の果実は苞穎にあたる草質のものが三枚と、その中にある灰白色で光沢のある軟骨質の花穎が二枚とから成立つて居る。花穎の外側のものは丸く背中が膨らみ、反

対側にある内側のやゝ扁平な花穎を両縁でしつかり抱きかゝえている。第2図の上の一粒は花穎だけ残つた場合で、それを外側の花穎の背中側から見たものであり、下の左は外側の更に外に第二の花穎が残つて居るもの、同じく右のはその苞穎の背中が破れて居る場合である。内側の胚乳は多くは失はれて居た。花穎は長さ三・二耗程である。現在の栽培品はこれよりは少し小型である。又路傍に見掛けるイヌビエの類は今少しく小型で長さ二・五耗内外である。ヒエの仲間の穀果の大小はかなりの幅で変化するから上の数値だけで栽培品ときめることはむづかしい処である。唯々こゝに興味のあることは図版中2の下の右に示す例の如く根を有するものゝ意義である。この根を出して居たと思はれる胚の実体は失はれて居るが、根そのものは花穎の下底を貫いて出て居るから先づこの果実⁸に属する根とみて差支へない。二三の分岐した支根もあり、明らかに胚の下子葉部から出た不定芽である。しかもその基部近くには菌糸束のやうな糸がある。これは発芽後の発根が枯れたものに生じた菌糸であつて、このことは今の処いづれとも決し難いが、次の二つの可能性を与える。即ち一つは栽培品とみた場合で、ヒエを酒造りのもやしにしたものに生じた黴だとすることであり、今一つは野生品とみてもよいが不時の雨に水浸しの果実から出芽の前提として根が出て来たのが、水が引いて乾き其後それに黴を生じたのだとする見解である。若しも栽培のヒエと見る時にはクスノキを主とする森林の成立つ暖地の肥沃な低地にどうしてヒエの様な作物を作つたかの原因がつきとめられないと根拠が弱い感がある。

右のように説き、且つ、論ぜられた博士は、登呂・本編に於いて、次のように述べて居られる。⁽⁸⁾

ヒエの穀果については現在の栽培品種や野生のノビエ・イヌビエ等を含めて、その植物学的特徴はきわめて近く、その上土地の肥瘦によつて変化が加わり易いので、出土のものをもつて直ちにヒエの栽培があつたというこ

図版七六・2



とはむずかしい。どちらともとれるから土器内よりの出現でもない限り、むしろ稲作を実施していた人達としては焼畑や寒冷地向きのヒエの栽培は行つてはいなかつたとみる方が妥当であらう。

因に前報（筆者註、前掲・登呂）で述べた発芽した根を伴うヒエについては、この根がヒエの幼根であるという難かしい疑問も生じたので、ヒエの発芽とそれに伴う酒造りのもやしがあつたかも知れぬという見方は保留する。

さて、酒造については兎も角、博士が論じておられるところは、或は、現代における稗の栽培状態にあまりにも捉はれ過ぎておられるのではあるまいか。というのは、天災地変によつて左右されることの極めて多かつた当時の稲作である。如何に温暖豊沃な低地であつたとしても、穀類を食用とすることを熟知した彼等が、果して稲作のみを行つたであらうか。近世以来「はしがき」に於いて述べたように、寺島良安、佐藤信淵等は稗について厳しい態度（救荒作物であり、貧農・牛馬の食糧であつて、悪田・山・谷等の瘠地に栽培する等）を示してはいるが、それらは、あくまでも近世の農業観であると思う。呪咀以外に何等それを防ぎ得ない時代において、早害・水害・蝗害等を屢々経験した古代稲作人等が、果して、稗を雑草視したであらうか。私は大いに疑ひ無きを得ないのである。

日本書紀・神代卷・四神出生・第十一の一書に記載されているように、この神話成立の時代において、稗は、稲・粟・麦・大豆・小豆等と共に、或はその数量に於いて少なかつたにせよ、矢張り栽培されていたのであつた。若し、私の文献的考察に誤りがなかつたとするならば、登呂に於いて発見された稗も亦、当時の人々が食糧とする目的で栽培したものであつたと見て差支えあるまいと思う。尚、稲穀も、登呂遺跡に於いては貯蔵された状態ではなく、おおむね稗と同様の条件の下に発見されていることを附加して置^(?)ころ。

最後に、それならば、稗は日本原産の穀物であるか、それとも他域から移入されたものであるか、という疑問が残るであらう。先づ考え浮ぶのは朝鮮半島であるが、この地域においては、未だ稗に関する考古学的遺物は発見されず、また、文献的にも稗に関する一切の記録を欠いている。支那大陸においては、農桑輯要が初めて九穀の一つとして稗を数えている。即ち、黍・稷・稗・稻・大麦・小麦・大豆・小豆の中の一つである。これについて、松本洪氏は、⁽⁹⁾

九穀ニ稗ヲ加ヘタルハ他ニ多ク見ザル所ナルガ、我国ノ例ヲ以テ之ヲ推セバ、⁽¹⁰⁾ 苽^{マコモ}ヲ代フルニ稗ヲ以テスルハ当然ナルガ如シ、然レドモ鄭玄九穀ヲ定メテ苽ヲ加ヘテヨリ、遂ニ定説トナリテ、復タ之ヲ変ゼントスル者ナカリキ。

と述べ、更に⁽¹¹⁾

稗ハ邦人「ヒエ」ト呼ブ、説文ニハ禾別ナリト釈セリ。禾ノ別種ニシテ、似テ非ナル者ト云フ。其ノ種ノ卑ナルヲ以テ禾ニ从ヒ卑ニ从フ。其ノ米粒細小ニシテ收穫少シ。唯能ク水旱ニ堪ヘ、田ノ肥磽ヲ問ハズ。種ウレバ必ズ熟ス。故ニ農家之ヲ種エテ以テ凶年ニ備フト云フ。煮テ飯トナスベク、粉シテ餅ヲ作ルベク、醸シテハ酒ヲ造ルベシ。本ト荒穀トナシ九穀ノ中ニ入レズ。独リ農桑輯要ノミ拏ゲテ九穀ノ一トナス。

と解して居られるが、如何にもわれわれの稗の概念と一致している。また、先に佐藤信淵が引用した汜勝之(B・C二〇年頃)の説くところによれば、稗はその性状これ亦如何にも現在のヒエに酷似している。若しそれが植物学上、現在のそれと同一物であるならば、北支那に於いては、既に紀元前二〇年頃から稗が栽培されていたことなる。

然かしながら、今、直ちに北支那の稗と、登呂出土の稗とを結びつけることは如何。その間の距離を如何に解すべきであらうか。問題は先に朝鮮半島にかゝつてゐる。朝鮮半島において、文献的に或はまた考古学的に稗に関する何等かの証左が見出されなにかぎり、今のところ、一応、稗を以て本邦原産の植物であつて、それを弥生式農耕民等が栽培したと観て差支えないと思う。⁽¹²⁾尚、前掲、前川博士は登呂本編において発見された稗を野生のそれであらうと述べて居られる。

三、栽培の経過

先づ、万葉集を繙けば、稗に関する二つの相聞往来歌——両者共に「寄物陳思」——を見出すことが出来る。

一は即ち、（卷十一卷）

うつたにも ひえはあまたに ありといへど えらえしわれぞ よるひとりぬる⁽¹³⁾

であり、他は即ち、（十二卷）

みづをおほみ あげにたねまき ひえをおほみ えらえしわざぞ われひとりぬる⁽¹⁴⁾

である。

前者に就き、橘千蔭は「万葉集略解」中、次のように説いている。⁽¹⁵⁾

卷十二に、水を多みあげにたねまきひえを多みえらえしわざよるひとりぬる と有り、同じ歌なるべし。稗は苗に交れるを、共に植うれば稲そこなふ故にえり捨つる物なり。ここは打返す田にも稗は多しと言へども、択りぬきて捨てもせぬを、我のみぞえり捨てられて独寐をすと歎くなるべし。されど本末の間言足らず、又苗の

事も言はで、打田にも云々と有るもいかが、卷十二の歌を誤り伝へしなるべし。

千蔭の解釈によれば、稗は完全に稲作に対し有害な雑草であつて、到底、食用作物として栽培されたとは考へ難い。そして、この歌の作者としても、稲田に稗が多く生え、それを農民等が除草している有様を充分知つていたと見なければならぬ。

それならば、この歌は何時頃作られたものであろうか。その年代を知ることによつて、われわれは、稗が右のような待遇を受けた時代を確かめることが出来ると思う。土屋文明氏によれば、⁽¹⁶⁾前者(卷十二)は、「柿本人麿集」中、年代未詳の部、後者(卷十二)は、一般的な年代未詳の部に編入されている。しかし、「人麿集」が後人の編集になり、人麿以外の歌人の中にも混入しているのであるならば、一括して年代未詳と考へてもこの場合大した支障は起らない。というのは、千蔭略解卷十一の初めに、⁽¹⁷⁾「目録に古今相聞往来歌類之上と有りて、此次卷十二の目録に同下とせり。歌数多ければ、上下とは分ちたるなり。古とは飛鳥岡本の宮の中頃より、清御原宮の比までの歌を言ひ、今とは藤原宮より、奈良宮の初めつ比までの歌を言ふなる事、載せる歌の体にしてし」と述べているが、彼によれば、「古」は凡そ六世紀末から七世紀末頃まで、「今」は七世紀末から八世紀初頭頃までを指している。そして、人麿が作歌に従事したのは、七世紀後半から八世紀初頭にかけてであつて、前者の期間——六世紀末から八世紀初頭——中に含まれているからである。

このように眺めた場合、六世紀末から八世紀初頭までの水稻耕作地域における稗作を肯定することは頗る困難となる。千蔭が説くように、二首の歌が元来、同一のものであつても、——一つものであるならば、万葉集には僅か一首の稗に関する歌が記されているに過ぎないことになるが、——歌のみから推察すれば、当代、稗は稲作に有害

な雑草であつたと観る他はあるまい。

こゝにおいて眼を続日本紀に転じよう。元明天皇・和銅六年春正月（七一三年）の条である。⁽¹⁸⁾

（前略）戊辰、……左の京の職、稗の化して禾と為れる一茎を献る。

右が年代的に歴史的事実であることは、既に異論の無いところではあるが、その内容に関するかぎり承服出来な
稗。稗が粟（禾）となつたことは固より、また、その時期が正月である。それであるからとて、右の記載を荒唐無
稽。史的価値なしとして捨て去る態度には反対である。われわれは、右の記載によつて、当代の人々——特に、從
四位下行民部大輔兼左兵衛督皇太子学士菅野朝臣真道を初め続日本紀の編纂に當つた社会上層の人々に至るまで
——が稗に関する知識を有していたにちがいないことを知れば充分であらう。若し、当代、人々が稗や禾について
全く無智であつたならば、一步下つて、稗の突然変異が起つたと仮定しても、このような記載が行はれるべくも無
い。

更に眼を正倉院文書に転ずれば、天平六年十二月二十四日（七三四年）の尾張国正税帳には次のような記載があ
る。⁽¹⁹⁾

年料、荏四斛 値の稻八十束 東別五升

胡麻子四斛 値の稻一百二十束 斗別三束

稗五斛 値の稻五十束 東別一斗

蔓子二斛 値の稻四十束 東別五升

糯米二十斛 額稻四百束

右の中、荏を除外すれば、(荏はエゴマであつて油の原料であつた) 他は凡て食用に供せられていた。藁子(ま)については、現在それが如何なる穀物を意味していたか疑問であり、また、価格は荏・糯米と同じであるが、それが野生のものであつか、或は、栽培植物であつたかさへ不明である。延喜式・民部下・交易雑物の条によれば、大和国六升(20) (六斗?)、河内国五斗、摂津国九斗、とそれぞれ藁子を、中央政府に進マツつてゐることを知ることは出来るが、これのみによつてそれが野生か栽培かを定めるわけにはいかない。更に、同書・交易雑物の条を見れば、尾張国が毎年五石の稗を進マツる規定になつてゐたことを示している。これは恰かも、前掲、尾張国正税帳記載の稗五石と完全に符合する。即ち、尾張国では、交易雑物として朝廷に進マツるため、正税の稻五十束を支払つて、農民から五石の稗を買つたのである。当時の貸借対照表ともいうべき正税帳に、このように記載されていることは、その正確さにおいて正に驚くべきものがあると思う。

最後に、稗作に関する最も判きりした唯一の例を示すであらう。承和七年五月二日 (八四〇年) の太政官符であらう。(21)

陸田を営むべき事

右案内を検するに、去る養老七年八月廿八日 (七三三年) の格に云う。麦の用たる人に在りて尤も切なり。乏しきを救ふの要此れに過ぎたるはなし。是を以て藤原の宮に天の下しらしし太上天皇の世、官物を割き取りて天下に播殖す。比年以来多く耕種を欠き飢饉に至りて艱辛まことに深きは。独り百姓の解緩するのみならず突に亦国郡の罪過なり。今より以後百姓に催ツカガし勸めて時を失はしむること勿れ。其の耕種の町段、收穫の多少は年毎に具録して計帳使に附し申し送れ、てへり。今右大臣 (藤三守) 宣せられて云う。頻年旱災水田稔らず。黎民窮飢

して活を取るところなし。往年の詔格已に条章を設くるに、近代の牧宰曾て遵行すること無し。宜しく據^シ已上一人其の事に専当し、民をして天の時に因り地の利に就き、黍・稷・稗・麦・大小豆及胡麻等の類を播殖せしむべし、是れ則ち國を富まし民を贍^{ユズ}し凶年に支給する所以なり。若し解怠して勤むること無くんば状に随つて科責せむ。たゞ斯に因つて水田に務めず爰えて陸田と為すことを得ず。

右によつて、われわれは備荒目的の麦栽培が政府の意のように行はれず、約百年後に於いて、遂に富国民・備荒而目的を具へた雑穀栽培策となつたことを知る。即ち、曾ては備荒のための麦栽培策が不成功に終つた為、此度はその種類を拡張して凡ゆる雑穀に及んでいる。そして、その中に稗が入っているが、この穀物を栽培するよう政府が取り上げたのは、是れが初めてである。しかもこの度は「若し解怠して勤むること無くんば状に随つて科責せむ」とまで、きめつけているのである。

さて、この太政官符の目的が完全に成し遂げられたか否かは不明であるが、少なくとも当時の政府が、稗を栽培穀物と認めていたことを否定するわけには行かない。日本全国とまでは極言し得ないが、旱水災に強い穀物であることを政府に知らしめ得る程度には、それが栽培されていたことを認めて然るべきであろう。

四、あ と が き

稗栽培の由来において、私は日本書紀所收の農業神話、及び石器時代の登呂遺跡出土の稗を基本資料として、本邦原産の稗をわが古代人が食糧として栽培したと推定したが、たとい、その栽培は稲作に匹敵すべくもなかつたにせよ、連綿として行はれたのではなかつたかと思う。さも無ければ、九世紀中葉（承和七年の太政官符）突如として、

稗を栽培するよう命令されたことは如何にも理解し難い。というのは、如何に強力な政府であつても、農民等が従来栽培していなかつたものを、或いはまたそれについて無知であつた植物の栽培を急に命令する筈は無い——技術的には種子の問題がある——からである。また先に、私は万葉集所収の相聞歌を根拠として、稗が雑草的待遇を受けていたことを認めたが、それは水田地帯の有様であつたからであつて、他面より観れば、寧ろ、当時雑草視される程自然に稗が生育していたことを示すものとも解釈せられよう。

尚、延喜・主水司式を見れば、次のような記載があつて、儀式用食物として稗が用いられていたことが判る。⁽²²⁾

踐祚大嘗会解斎七種御粥料

米・粟・黍子・菽子・藁子・胡麻子・小豆各二斗・塩二顆

聖神寺七種御粥料

米二斗・粟・黍・菽子・藁子・胡麻子・小豆各五升・塩一顆

正月十五日伊御七種粥料

中宮
亦同

米一斗五升・粟・黍子・菽子・藁子・胡麻子・小豆各五升・塩四升

参考までに附加する。

(附記) 本稿は、昭和二十五年科学研究所による研究である。

註 (1) 草木六部耕種法・卷十六・需実第五篇

(2) 和漢三才図絵・卷第百三・穀類

原文を左に掲げる。

按稗^ハ、^ハ惡田種^ノ之煮粥^ニ或作^レ饘^ニ謂^フ之^ノ稗^ト団子^一賤農^ノ之糶也如^ニ上田^一亦洪水流^ニ失稻^一苗^一則不^レ得^レ止^ム種^之六月種^ニ七月熟^ス

本邦古代稗作考（鱒方）

九四

- (3) 東雅卷之十三、穀蔬第十三、享保四年、一七一九年出版。穀物として稻・穀・麦・蕎麦・蕎麦・粟・黍・豆等を各項目に分けて記している。
- (4) 日本書紀・卷第一、原文左の通り。
 是時保食神美己死矣、唯有其神之頂化為牛馬、顛上生粟、眉上生蚕、眼中生稗、腹中生稻、陰中生麥及大豆小豆、天熊人悉取持去而奉進之、干時天照大神喜之曰、是物者則顯見蒼生可食而活之也、乃以粟稗麥豆為陸田種子、以稻為水田種子。
- (5) 古事記・上卷・古事記伝九、原文左の通り。
 又食物乞大氣津比売神、爾大氣都比売、自鼻口及尻、種種味物取出而、種種作具而進時、速須佐之男命、立伺其態、為穢汚而奉進、乃殺其大宜津比売神、故所殺神於身生物者、於頭生蚕、於二目生稻種、於二耳生粟、於鼻生小豆、於陰生麥、於尻生大豆、故神產巢日御祖命、令取茲、成種、
 ウケモチノ神は、大食持ちの神、オオグツヒメノ神は、大食オオケの姫の神である。古代に於いては、ウとオオとは同一であつて共に美称。ケは食特のことであり、共に食物の神である。
- (7) 登呂（日本考古学協会編・昭和二十四年十一月十日毎日新聞社刊）、第五章、自然遺物、第二節、果実及び種子。
- (8) 登呂・本編（日本考古学協会編・昭和二十九年九月一日毎日新聞社刊）、第八章・葉・果実および種子類、第三節・主な植物について。
- (9) 支那ニ於ケル義倉及社倉・四民生活・耕地制度・穀物ノ名称ノ研究（社団法人・日本米穀協会・松本洪氏著）第四編・穀物名称ノ研究・第一章・総論。農桑輯要は元の官撰
- (10) 後漢末・西紀一七〇年項の人、前掲・松本氏に拠る。尙鄭玄の九穀とは黍・稷・稻・梁・麻・麥・大豆・小豆・苽瓜である支那ニ於ケル義倉及社倉・四民生活・耕地制度・穀物ノ名称ノ研究・第四編・穀物名称ノ研究・第二章・穀物ノ名称
 ・十三・稗
- (12) 私は彌生式農耕民等は朝鮮半島から、農耕技術を齎らしてはいるが、穀物そのものを將來したとは考へていない。但、麦については別である。麦に關する限り、朝鮮半島から齎らされた穀であることが、凡そ文獻的に証明できる。（農業経済研究・第十六卷・第四号・拙稿「本邦古代の稻に關する二、三の問題」——稻由来説批判——。同誌、第十七卷・第四

号・拙考「日本古代の麦に就いて」——特にその由来——。

- (13) 万葉集略解・卷十一、原文次の通り。
打田、稗数多、雖有、扱為我、夜一人宿。
- (14) 右書・卷十二、原文次の通り。
水乎多、上爾種蒔、比要乎多、扱擲之業會、吾独宿。
- (15) 万葉集略解・卷十一
- (16) 万葉集年表
- (17) 万葉集略解・卷十一
- (18) 続日本紀・卷第六(朝日新聞社版)原文は次の通り。
六年春正月戊辰、……………左京職猷神化為禾一茎。
- (19) 大日本古文書・一、原文次の通り。
年料在肆斛 直稻捌拾束 東別五升
胡麻子肆斛 直稻壹伯貳拾束 斗別三束
薄伍斛 直稻伍拾束 東別一斗
菑子貳斛 直稻肆拾束 東別五升
糯米貳拾斛 願稻肆伯束
- 糯米の場合の願稻は恐らく直稻の誤記であろう。米は一束で五升が普通であり、また記載方法としても対価を表示しているのが一般であるからである。
- (20) 延喜式・卷二十三。
交易雑物とは、「正税を以て交易して進^まる。其の運功食は並に正税を用う」とあるから、これは「税金」ではない。寺島良安は「和漢三才図絵」において、交易雑物を地域的な特産物と解釈しているが、内容的には、大凡その通りに見て差支えないと思う。
- (21) 類聚三代格・卷八・農桑事、国史大系・第十二卷、原文は次の通り。

本邦古代神作考(鋤方)

本邦古代禱作考（鎔方）

九六

太政官符

志レ營ニ陸田一事

右檢ニ案内一、去養老七年八月廿八日格傳、麥之為レ用在レ人尤切、救レ乏之要莫レ過ニ於此一、是以藤原宮御宇 太上天皇之世、割ニ取官物一播ニ殖天下一、比年以來多虧ニ耕種一至於飢饉ニ艱辛良深、非ニ獨百姓解緩一矣亦國郡罪過、自レ今以後催ニ勸百姓一勿レ令レ失レ時、其耕種町段收穫多少、每レ年具錄附ニ計帳使一申送者、今被ニ右大臣（藤原）宣一傳、頻年旱災水田不レ稔、黎民窮飢無レ所レ取レ活、往年 詔格已設条章、近代牧宰曾無ニ遵行一、宜丁檢已上一人專ニ當其事、使西民因三天之時一就ニ地之利一、播乙殖黍稷薺麥大豆小豆及胡麻等之類、是則所下以富レ國贖レ民支中給凶年上者也、若解怠無レ勤隨レ狀科責、唯不レ得下因レ斯不レ務ニ水田一變為甲陸田上

尙、養老七年八月廿八日の太政官符を左に掲げておく。

畿内七道諸国耕ニ種大小麥一事

右麥之為レ用在レ人尤切、救レ乏之要莫レ過ニ於此一、是以藤原宮御宇 太上天皇之世割ニ取官物一播ニ殖天下一、比年以來多播ニ耕種一至ニ於飢饉ニ艱辛良深、非ニ獨百姓懈緩一矣亦國郡罪過、自レ今以後催ニ勸百姓一勿レ令レ失レ時、其耕種町段收穫多少、每レ年具錄附ニ計帳使一申上（類聚三代格・卷八・農桑事）

延喜式・卷四〇・主水司